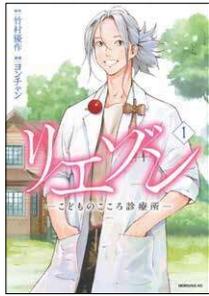




男女平等参画をはじめとするさまざまなテーマの本を紹介し、男女平等推進センター「パリテ」の図書コーナーで貸し出していますので、ぜひご活用ください。



## リエゾン - こどものこころ診療所 (1巻)

著者 | 竹村優作 漫画 | ヨンチャン  
出版社 | 講談社

どの話も身近にありそうな内容で共感できる部分が多々あり、気づけば涙腺崩壊です。主人公の医師自身も発達障害を抱えながら、ユーモアを交えて、発達障害や心の不調を抱える患者とその家族に寄り添い、問題解決へ導いていきます。発達障害や精神疾患に「自分は関係ない」と思っている方にこそ読んでほしい一冊です。



## 今日、誰のために生きる?

アフリカの小さな村が教えてくれた幸せがずっと続く30の物語

著者 | ひすいこたろう・SHOGEN  
出版社 | 廣済堂出版

人の優しさや痛みに触れることで、誰かを思う気持ちが自分を支える力になる。人の役に立つことが喜びにつながり、人と支え合っていることが、お互いを思いやる優しい世界をつくっていく。そんな気づきを与えてくれた一冊です。



## エフェクチュエーション

優れた起業家が実践する「5つの原則」

著者 | 吉田満梨・中村龍太  
出版社 | ダイアモンド社

ものごとが思い通りにいかないときでも、「今あるものから始めてみよう」とそっと背中を押してくれる本です。エフェクチュエーションの5つの原則が、身近な事例を通してやさしく解説されており、読むほど心が軽くなるとの声も多く寄せられています。仕事や子育て、これからの生き方に迷ったとき、「まず一歩」をくれる一冊です。

男女共同参画に関連する法律や制度の改正、または世界や日本の統計調査の結果など、みなさんの生活にかかわりのあるホットな話題をお伝えします。

## 亡くなった配偶者の親族との関係を見直す「姻族関係終了届」

亡き配偶者の家族との姻族関係を整理できる法的な手続き

提出後の取り消しはできません 家族で十分に話し合って慎重な判断を

配偶者が亡くなった後も、法律上は義父母や義兄弟姉妹などとの「姻族関係」は続きます。普段はあまり意識しない関係でも、人生の節目に向き合う機会が訪れることがあります。「姻族関係終了届」は、その家族との関係を見つめ直し、整理したいと考えたときに届け出ることができる法的な手続きです。民法第728条第2項および戸籍法第96条に基づき、生存している配偶者が本人の判断で提出できます。相手の同意は不要で、提出期限もありません。本籍地または住所地の役所で手続きでき、配偶者としての相続権や遺族年金の受給資格には影響しません。

一方で、「姻族関係終了届」は一度受理されると取り消しはできません。義父母などとの交流や支援の形が変わる可能性もあり、関係が円満な場合には思わぬ行き違いを生むこともあります。故人と同じお墓に入れない、法要に呼ばれない、子どもが祖父母との関係に迷いを感じるなどのケースも考えられ、こうした点からも、手続きに進む前の家族や専門家への相談は重要です。

配偶者を亡くすという大きな出来事は、これからの暮らしを改めて考えるタイミングにもなります。「姻族関係終了届」は、そうしたときに選べる公的な手続きとしてあらかじめ知っておくことで、いざというときの心の準備や、家族との関係・暮らし方を考える助けになるかもしれません。

この届出により、扶養・介護義務からの解放や、精神的な自立の促進、供養の形を自分に合った形で選べるといった側面があります。再婚を考えている場合にも、新たな家族関係を築くうえでの準備のひとつとして利用されることがあります。

